

岩手県教育委員会行政組織規則の一部改正に伴う関係訓令の整備に関する訓令を次のように定める。

令和2年3月27日

岩手県教育委員会

教育長 佐藤 博

岩手県教育委員会行政組織規則の一部改正に伴う関係訓令の整備に関する訓令

(職員のサービスの宣誓に関する規程の一部改正)

第1条 職員のサービスの宣誓に関する規程(昭和28年岩手県教育委員会訓令第1号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																
<p>(上級の公務員)</p> <p>第2条 職員のサービスの宣誓に関する条例第2条の「任命権者の定める上級の公務員」とは、次の各号において欄の左欄に掲げる職については、それぞれ右欄に掲げる職にある者をいう。</p> <p>(1) 教育委員会事務局に勤務する職員(教育次長を除く。)</p> <table border="1"> <tr> <td>本庁に勤務する職員及び教育事務所長</td> <td>教育長</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </table> <p>(2) 県立の学校その他の教育機関に勤務する職員</p> <table border="1"> <tr> <td>学校その他の教育機関の長</td> <td>教育長</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </table>	本庁に勤務する職員及び教育事務所長	教育長	[略]	[略]	学校その他の教育機関の長	教育長	[略]	[略]	<p>(上級の公務員)</p> <p>第2条 職員のサービスの宣誓に関する条例第2条第1項の「任命権者の定める上級の公務員」とは、次の各号において欄の左欄に掲げる職については、それぞれ右欄に掲げる職にある者をいう。</p> <p>(1) 教育委員会事務局に勤務する職員(教育局長を除く。)</p> <table border="1"> <tr> <td>本庁に勤務する職員及び教育事務所長</td> <td>教育局長</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </table> <p>(2) 県立の学校その他の教育機関に勤務する職員</p> <table border="1"> <tr> <td>学校その他の教育機関の長</td> <td>教育局長</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </table>	本庁に勤務する職員及び教育事務所長	教育局長	[略]	[略]	学校その他の教育機関の長	教育局長	[略]	[略]
本庁に勤務する職員及び教育事務所長	教育長																
[略]	[略]																
学校その他の教育機関の長	教育長																
[略]	[略]																
本庁に勤務する職員及び教育事務所長	教育局長																
[略]	[略]																
学校その他の教育機関の長	教育局長																
[略]	[略]																

備考 改正部分は、下線の部分である。

(岩手県教育委員会公文例式規程の一部改正)

第2条 岩手県教育委員会公文例式規程(昭和40年岩手県教育委員会訓令第6号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後								
<p>(議案の形式)</p> <p>第3条 議案の形式は、おおむね次のとおりとする。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) 教育次長等の人事の場合</p> <table border="1"> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td colspan="2"> ×××教育次長(本庁の室課の長、教育事務 ×××所長、教育機関の長)の人事に関し議 ×××決を求めることについて ×次のとおり教育次長(本庁の室課の長、教 育事務所長、教育機関の長)の人事を行うこ とについて、議決を求める。 [略] </td> </tr> </table>	[略]	[略]	×××教育次長(本庁の室課の長、教育事務 ×××所長、教育機関の長)の人事に関し議 ×××決を求めることについて ×次のとおり教育次長(本庁の室課の長、教 育事務所長、教育機関の長)の人事を行うこ とについて、議決を求める。 [略]		<p>(議案の形式)</p> <p>第3条 議案の形式は、おおむね次のとおりとする。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) 教育局長等の人事の場合</p> <table border="1"> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td colspan="2"> ×××教育局長(教育次長、本庁の室課の長 ×××、教育事務所長、教育機関の長)の人 ×××事に関し議決を求めることについて ×次のとおり教育局長(教育次長、本庁の室 課の長、教育事務所長、教育機関の長)の人 事を行うことについて、議決を求める。 [略] </td> </tr> </table>	[略]	[略]	×××教育局長(教育次長、本庁の室課の長 ×××、教育事務所長、教育機関の長)の人 ×××事に関し議決を求めることについて ×次のとおり教育局長(教育次長、本庁の室 課の長、教育事務所長、教育機関の長)の人 事を行うことについて、議決を求める。 [略]	
[略]	[略]								
×××教育次長(本庁の室課の長、教育事務 ×××所長、教育機関の長)の人事に関し議 ×××決を求めることについて ×次のとおり教育次長(本庁の室課の長、教 育事務所長、教育機関の長)の人事を行うこ とについて、議決を求める。 [略]									
[略]	[略]								
×××教育局長(教育次長、本庁の室課の長 ×××、教育事務所長、教育機関の長)の人 ×××事に関し議決を求めることについて ×次のとおり教育局長(教育次長、本庁の室 課の長、教育事務所長、教育機関の長)の人 事を行うことについて、議決を求める。 [略]									

(6)～(18) [略]	(6)～(18) [略]
--------------	--------------

備考 改正部分は、下線の部分である。

(岩手県教育委員会服務規程の一部改正)

第3条 岩手県教育委員会服務規程（昭和40年岩手県教育委員会訓令第7号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後										
<p>(定義)</p> <p>第2条 この訓令において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 所属長 次の表の左欄に掲げる職員の区分に従い、同表の右欄に掲げる者又はその職務を代理する者をいう。</p> <table border="1" data-bbox="167 667 770 864"> <tr> <td>教育次長、本庁の室長、参事、総括 課長及び局付</td> <td><u>教育長</u></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> </table> <p>(非常事態の措置)</p> <p>第32条 当直員は、県、職員若しくは児童若しくは生徒に関する重大な事件が発生したとき、又は庁舎及びその<u>附近</u>に火災その他の災害が発生したときは、次の各号に掲げる者にその掲げる順序により直ちに連絡してその指揮を受けるとともに、必要があるときは、臨機の措置をとらなければならない。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) [略]</p> <p>2 [略]</p>	教育次長、本庁の室長、参事、総括 課長及び局付	<u>教育長</u>	[略]		<p>(定義)</p> <p>第2条 この訓令において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 所属長 次の表の左欄に掲げる職員の区分に従い、同表の右欄に掲げる者又はその職務を代理する者をいう。</p> <table border="1" data-bbox="855 667 1458 864"> <tr> <td><u>教育局長</u></td> <td><u>教育長</u></td> </tr> <tr> <td>教育次長、本庁の室長、参事、総括 課長及び局付</td> <td><u>教育局長</u></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> </table> <p>(非常事態の措置)</p> <p>第32条 当直員は、県、職員若しくは児童若しくは生徒に関する重大な事件が発生したとき、又は庁舎及びその<u>付近</u>に火災その他の災害が発生したときは、次の各号に掲げる者にその掲げる順序により直ちに連絡してその指揮を受けるとともに、必要があるときは、臨機の措置をとらなければならない。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p><u>(4) 教育局長</u></p> <p><u>(5) [略]</u></p> <p>2 [略]</p>	<u>教育局長</u>	<u>教育長</u>	教育次長、本庁の室長、参事、総括 課長及び局付	<u>教育局長</u>	[略]	
教育次長、本庁の室長、参事、総括 課長及び局付	<u>教育長</u>										
[略]											
<u>教育局長</u>	<u>教育長</u>										
教育次長、本庁の室長、参事、総括 課長及び局付	<u>教育局長</u>										
[略]											
備考 改正部分は、下線の部分である。											
(岩手県教育委員会行政文書管理規程の一部改正)											
第4条 岩手県教育委員会行政文書管理規程（平成11年岩手県教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。											
改正前	改正後										
<p>(行政文書の施行者名)</p> <p>第32条 [略]</p> <p>2 前項に規定するもののほか、特に必要な場合は、行政文書は、教育企画推進監名、課長名又は担当課長名で発信することができる。</p> <p>3 [略]</p>	<p>(行政文書の施行者名)</p> <p>第32条 [略]</p> <p>2 前項に規定するもののほか、特に必要な場合は、行政文書は、<u>教育局長名</u>、教育企画推進監名、課長名又は担当課長名で発信することができる。</p> <p>3 [略]</p>										
備考 改正部分は、下線の部分である。											

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。